~有期労働契約社員を雇用している事業主(団体)のみなさまへ~

労働契約法の「無期転換ルール」への ご対応はお済ですか?

福岡労働局指導課

以下のようなお悩みや疑問点について、専門の「有期特措法高齢者認定調査員」(以下「調査員」)がアドバイスや資料の提供を無料で行い、解決のお手伝いをさせていただきます。

- → 「無期転換ルール」の有期労働契約が反復更新されて5年を超える場合の「5年」のカウントの仕方がわからない?

- ⇒ 無期転換後の労働条件や就業規則の規定の仕方はどうすればいいのかわからない。注意すべきことはあるの?

<u>個別訪問のほか、研修会の講師など会社や団体の自主的な取り組みをお手伝いいたします。</u>

ご利用を希望される方は、下記「利用申込書」にご記入の上、FAX または郵送でお送りください。 お問い合わせは、福岡労働局指導課(〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館4階 電話 092-411-4894)までお願いいたします。

有期特措法高齢者認定調査員利用申込書

福岡労働局指導課 行き(FAX 092-411-4895)

会在(団体)名	<u> </u>
所在地	電話番号
ご担当者役職・氏名	
ご利用希望事項に〇をご記入ください	
1 事業場個別訪問(希望日 平成 年 月 日頃)	
2 セミナー等の講師	
3 資料(パンフレット・好事例等)の提供	
4 その他()
助言・相談、講師派遣を求められる内容(簡単にご記入ください。)	